

豊海小学校いじめ防止等のための基本的な方針

平成 26 年 4 月 1 日策定 令和 5 年 4 月 5 日一部改定

1 基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

＜いじめの具体的な態様例＞※複数の態様を呈する場合がある。

- ☐ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ☐ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ☐ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ☐ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ☐ 金品をたかられる。
- ☐ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ☐ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ☐ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

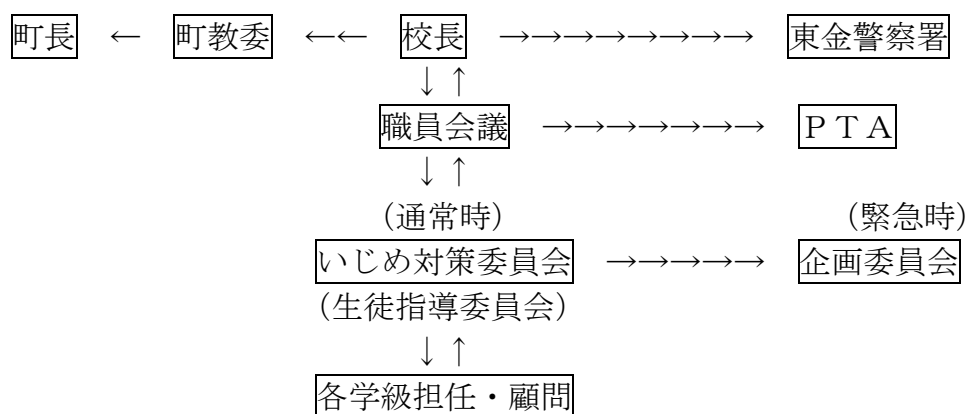
(2) 基本的な方針

- ①「豊海小学校いじめ防止等のための基本的な方針」の策定にあたっては、教職員や保護者等の意見等を広く取り入れていくものとする。
- ②いじめは、人として決して許されない行為であるとともに、いじめはどの子にもどの学校にも起こり得ることを基本的な考えとして、いじめの未然防止・早期発見・早期対処に積極的に取り組み、いじめのない学校づくりをする。
- ③言葉や暴力によるものだけでなく、インターネットを通じて行われるいじめへの対処等、職員研修を充実させ資質向上を図るとともに、家庭や地域、関係機関との連携のもと、信頼関係の構築と人権尊重の精神によるいじめ撲滅を目指していく。
- ④いじめの実態及びいじめがあった際の聴取内容については、個人情報の保護を考慮しながら、積極的に情報提供をするともに、事実の隠ぺいや虚偽の説明をすることのないようにする。
- ⑤いじめ防止等に対する具体的な方策については、子どもや保護者等から取り組みの内容や成果についての意見を聴取し、効果の検証と取り組みの改善を図る。

(3) 内容

- ①いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条）
- ②いじめに対する取り組み
 - ア いじめ防止のための取り組み
 - イ いじめ早期発見のための取り組み
 - ウ いじめがあった場合の措置
 - エ いじめ防止対策の年間計画作成
- ③重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条）
- ④教育委員会、関係機関との連携

2 学校におけるいじめ対策組織図



※各組織の構成メンバー

(1) いじめ対策委員会（生徒指導委員会）

校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、教育相談担当、養護教諭

(2) 企画委員会

校長、教頭、生徒指導主任、教務主任、学年主任（低・中・高・特）、
（教育相談担当、養護教諭、当該事例関係職員）

3 いじめに対する取り組み

(1) いじめ防止のための取り組み

- ①児童には、「いじめは絶対に許されるものではない」ことについての指導を徹底するとともに、人権教育の立場から相手を尊重し認める態度を育成する。
- ②保護者や地域の方には、「豊海小学校いじめ防止等のための基本的な方針」を公表するとともに、学校だより等でいじめ防止に対する方針や取り組み状況を広報する。

- ③教職員の言動が児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう十分に留意する。
- ④生徒指導の機能を活かした「わかる授業」を心掛ける。
- ⑤道徳教育の充実を図り、道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を養う。
- ⑥特別活動や学校行事等を効果的に活用し、人間関係力を高める。
- ⑦「いじめ防止啓発強化月間（４月）」において、いのちを大切にするキャンペーンを推進する。
 - ・「SOSの出し方教育」を行う。
 - ・児童が主体となった「いじめ撲滅活動（いじめゼロ集会）」を支援する。
- ⑧「いじめ対策委員会」（生徒指導委員会）を定期的に開催し、次のことを中心に協議する。
 - ・各学年のいじめ状況についての情報交換、対応策の検討
 - ・いじめ防止についての計画、実践の確認
 - ・いじめ防止対策についての検証と計画の修正

（２）いじめ早期発見のための取り組み

- ①アンケートの調査や面談等
 - ・定期的に、「学校生活に関するアンケート」を実施する。
 - ・学期に１回の「教育相談週間」では、アンケートをもとに学級担任を中心に、全児童との面談を行う。
 - ・アンケート調査結果をもとに、学級担任、教育相談担当を中心に教育相談を実施する。（直接「いじめ」という表現が用いられていなくても、児童が「いやな思い」「苦痛」を感じている場合は、いじめと考えて対応する）
 - ・保護者懇談会や保護者面談の際には、必要に応じて「いじめに関する内容」を盛り込む。
- ②いじめの相談や通報等
 - ・学校における「いじめ相談窓口」は、教頭とし、学校だより等で家庭への周知を図る。
 - ・「いじめゼロ宣言」を校内に掲示し、「はなす勇氣」の啓発を行う。
- ③その他
 - ・学級担任を中心に、日常生活における児童同士の人間関係を把握し、教職員が「いじめの芽」を早期発見できるように努める。
 - ・日記や生活ノート等を活用したり、校内に「相談箱」を設置したりして、児童がいじめ相談をしやすい環境を整える。
 - ・いじめと、またはいじめらしいと認知した場合は、学校の相談窓口に通報してもらえよう保護者に周知し依頼する。
 - ・外部の相談機関や電話相談の情報を本人や保護者に情報提供する。

山武郡市教育相談センター	0 4 7 5－5 4－0 3 6 7
東上総教育事務所相談室	0 4 7 5－2 3－4 4 6 0
子どもと親のサポートセンター	0 1 2 0－4 1 5－4 4 6
千葉いのちの電話	0 4 3－2 2 7－3 9 0 0
九十九里町教育委員会学校教育係	0 4 7 5－7 0－3 1 9 1
24時間子供SOSダイヤル(全国)	0 1 2 0－0－7 8 3 1 0
子どもの人権110番	0 1 2 0－0 0 7－1 1 0

(3) いじめがあった場合の措置

①基本的な考え方

- ・ いじめ被害児童のケアを最優先とする。また、被害児童、加害児童ともに正常な学校生活が送れるように関係改善を図る事を基本とする。
- ・ いじめは被害者にも問題があるという考えに陥らないよう注意する。
- ・ いじめ被害者やその保護者の対応を第一に考え、被害者や情報提供者を徹底して守りぬく。
- ・ いじめへの対応は、基本的には「いじめ対策委員会」(生徒指導委員会)を中心として組織であたり、必要に応じて「企画委員会」を設ける。
- ・ 東金警察署等の関係機関との連携を密にする。
- ・ いじめ被害者が落ち着いて学校生活を送ることができるよう、必要に応じて「別室登校」や「別室授業」等の措置も考慮する。

②いじめ対応の基本的な流れ

◇いじめ発見・通報

- ・ 「いじめ対策委員会」による指導方針と役割分担の決定

↓

◇事実関係の確認

- ・ いじめられた児童から、担任(または関わりの深い教職員)が直接、いじめの有無及び詳細について聞く。
- ・ 周りの児童から情報を得る。
- ・ いじめた児童から、事実についての事情を聴取する。
- ・ 聴取した内容をもとに、事情の照合を行い、事実を確定する。
- ・ 聴取の際には、虚偽や憶測により事実が曲げられてしまうことのないようにその都度、事実を明確にするよう心掛けるとともに、人権には十分に考慮する。
- ・ 事実については、被害児童やその保護者に伝える。

↓

◇いじめた児童及び保護者への助言

- ・確認した事実を保護者に伝えとともに、今後の指導予定について説明する。
- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめは、人として許されない行為であることを自覚させる。
- ・いじめを生んだ児童の背景にも目を向け、加害児童の人格の発達や自己実現に向けて具体的な目標を持たせる。
- ・場合によっては、学校教育法第35条に示された出席停止の措置について、教育委員会に相談する。

↓

◇いじめがおきた集団への対応

- ・はやし立てるなど、同調していた児童には、それらの行為がいじめに加担していることになることを理解させる。
- ・見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、「誰かに知らせる勇気」を持つように指導する。

↓

◇いじめられた児童のケア

- ・被害児童が通常の学校生活に戻れるよう、「いじめ対策委員会」で方針と分担を決める。
- ・必要に応じて、ＳＣの関わりや別室登校等の策を講じる。
- ・保護者との連携を密にする。
- ・自宅待機や転校等の意志がある場合は、情報提供するとともに相談に応じる。

◇ネットいじめ等への対応

- ・学級活動等の授業でインターネットやＳＮＳ等を利用する際のルールやモラルについて指導する。
- ・名誉棄損やプライバシー侵害があった場合は、プロバイダーにその削除を依頼する。
- ・情報の削除が困難な場合やトラブルが複雑である時は、東金警察署に相談し、援助を求める。
- ・フィルタリング等について、保護者への啓発に努める。
- ・校内研修を行い、職員の知識や指導技術の向上を図る。

4 重大事態が発生した場合の対処

(1) 重大事態の基準（いじめ防止対策推進法 第28条）

①いじめにより児童の生命や心身、財産に重大な被害が生じた場合

- ・自殺を企てた場合
- ・心身に重大な障害を負った場合
- ・金品に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症させた場合

②いじめにより児童が30日程度の欠席を余儀なくされた場合

③児童本人や保護者から同様の訴えがあった場合は、重大事態とする。

(2) 重大事態の報告（いじめ防止対策推進法 第30条）

重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。

(3) 重大事態への対応

※重大事態が発生したら、特に詳細な記録を残しておく。

①連絡体制

発見者→担任等→学年主任→生徒指導主任→教頭→校長→教委

②いじめ対策組織の招集

- ・校長は「企画委員会」を招集し、事案についての概要の把握と今後の計画を立て、本いじめの実態調査を行う。なお、企画委員会の委員長は教頭が務める。また、必要に応じて、調査の専門的な知識や経験を有する第三者や、公平性を高めるためスクールカウンセラーに出席を依頼する。さらに、状況によっては、警察関係者の出席も依頼する。

③事実関係を明確にするための調査（いじめ防止対策推進法 第28条）

- ・調査にあたっては、いじめを受けた児童及び保護者に調査の目的や内容、結果の公表の仕方等について、十分に事前説明し理解を得る。

ア いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合

- 当該児童及び関係職員、関係児童から「聞き取りまたは質問紙調査」を行う。
- 当該児童の学校復帰が円滑に図られるよう、当該児童や情報提供者の安全を最優先とする。

イ いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合

- 保護者（当該児童）の要望や意見を十分に聴く。
- 関係職員、関係児童から「聞き取りまたは質問紙調査」を行う。

ウ 調査結果の情報提供

- いじめられた児童及び保護者に「結果の提供」を行う。
- 九十九里町教育委員会に「結果の報告」を行う。
- 必要に応じて、公表内容や範囲について学校と保護者、町教委等で事前に協議する。

④いじめた児童への指導

- ・いじめた児童への指導については「３（３）いじめがあった場合の措置」に準じる。
- ・学校教育法第３５条に示された出席停止の措置及び傷害事件等での扱いも視野に入れて、警察等と連携を図る。
- ・マスコミ報道や事実に関する話題の拡散により、いじめた児童の人権が侵害されないよう、関係機関や保護者との連携を密にする。
- ・いじめられた児童との人間関係の再構築、周囲の児童との人間関係の再構築、本人の学校生活における目標設定等、いじめた児童の学校生活の充実及び自己実現に向けて、継続的に指導していく。

⑤いじめられた児童への支援及び指導

- ・いじめられた児童への指導については「３（３）いじめがあった場合の措置」に準じる。
- ・いじめられた児童の安全と学校生活の安定を最優先に考え、学習や生活の場所、スクールカウンセラー等の相談体制、学校全体での見守り体制、登下校での見守り体制、保護者との連絡体制、関係機関との連携等、当該児童の支援体制を整備する。
- ・周囲の児童による支援体制や人間関係づくりの支援等、当該児童が不安なく、学校生活を送ることができるよう環境整備をする。